

# 東浦町指定ごみ袋取扱店 マニュアル

2018（平成30）年8月  
2025（令和7）年4月1日改定

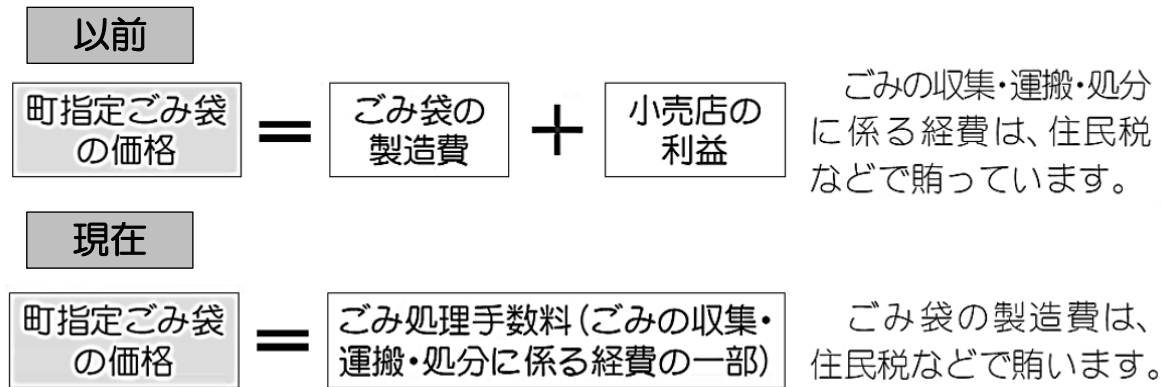
東 浦 町

## 東浦町「指定ごみ袋取扱店」の募集について

東浦町では、2019（平成 31）年 4 月から、ごみの減量と費用負担の公平性及び財政負担の軽減を目的とした「家庭系可燃ごみ処理の有料化」を実施しています。これに伴い、町が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の取扱いをしていただく「指定ごみ袋取扱店」を募集しています。

### 1. 家庭系可燃ごみ処理の有料化とは

「家庭系可燃ごみ処理の有料化」とは、ごみ処理（収集、運搬及び処分）に係る経費の一部を手数料として住民に負担していただく制度です。東浦町では、この「ごみ処理に係る手数料」を「指定ごみ袋の価格」とすることで実施しています。



※取扱店の利益は別に町からお支払します。

### 2. 袋の色及び価格

取り扱う指定ごみ袋の色及び価格は下記のとおりです。

| 色：白色半透明 | 販売価格<br>1 パック 10 枚入り |
|---------|----------------------|
| 大（45ℓ）  | 450 円                |
| 中（30ℓ）  | 300 円                |
| 小（20ℓ）  | 200 円                |
| 特小（10ℓ） | 100 円                |

すべての取扱店で  
同じ額となります

### 3. 指定ごみ袋取扱店について

指定ごみ袋の取扱い（販売）は、指定ごみ袋の交付とごみ処理手数料の徴収を町の委託を受け行うものになります。このため取扱店の指定と契約が必要になります。

#### （1）指定ごみ袋取扱店の指定及び契約

本町から指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）の指定を受け、その後町と委託契約を締結し、指定ごみ袋の販売をしていただきます。

#### （2）主な業務

①指定ごみ袋の販売及び在庫管理

②徴収したごみ処理手数料の納付

### 4. 指定ごみ袋販売にあたっての注意事項

（1）指定ごみ袋は、商品ではありません。指定ごみ袋の価格は、町の条例で定める手数料ですので、値引き又は利益等を上乗せしての販売や、景品等として無料配布することはできません。指定ごみ袋の購入額により店のポイントを付与することも値引きに当たりますのでできません。

（2）指定ごみ袋の価格に、別途消費税はかかりません。店頭に出される際は、別途消費税がかからないことを明示してください。

（3）指定ごみ袋は、10枚入り1袋単位での販売になります。

（4）大中小特小の4種類すべての指定ごみ袋の販売をしてください。

（5）指定ごみ袋の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損、紛失及び盗難等した場合にあっても、指定ごみ袋の交換及び返金には応じられません。

（6）取扱店は、町に代わって「ごみ処理手数料」を徴収していただくため、指定ごみ袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要はありません。ただし、町から取扱店へお支払いする取扱い委託料は、課税売上として計上する必要があります。

（7）印紙税法第5条第3号（別表3）の定めにより、地方公共団体の公金の取扱いをする取扱店は金額にかかわらず、指定ごみ袋に係る領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

## 5. 指定ごみ袋取扱店の事務

### (1) 指定ごみ袋の購入

#### ①購入方法

- ・東浦町役場環境課の窓口にお越しいただき、注文書兼受領書により指定ごみ袋と引渡し書をお渡しします。

#### ②購入単位

- ・指定ごみ袋は、1箱（400枚入）単位で購入してください。

### (2) 指定ごみ袋の販売

- ・取扱店は、指定ごみ袋を販売し、在庫管理を適正に行ってください。
- ・「4. 指定ごみ袋販売にあたっての注意事項」を順守してください。

### (3) ごみ処理手数料の納付等

#### ①納入通知

- ・毎月1日から月末までに取扱店にお渡しした指定ごみ袋の代金の納入通知書をまとめて翌月に送付します。納付額は指定ごみ袋代金から取扱い委託料を差し引いた額になります。
- ・指定ごみ袋の取扱い委託料は、指定ごみ袋代金の8%分に消費税及び地方消費税相当額を加えた額になります。

#### ②指定ごみ袋代金の納付

- ・納入通知書の内容を確認し、納入通知書が届いた月の25日までに、東浦町指定金融機関へ納入してください。口座振替はできませんのでご承知ください。
- なお、期限内に納入していただけない場合は、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただく場合があります。

$$\begin{aligned} \text{納付金額} &= \text{指定ごみ袋代金（ごみ処理手数料）} \\ &\quad - \text{取扱委託料（指定ごみ袋代金の8\%＋消費税）} \end{aligned}$$

#### ○価格・委託料・町への納付額（1箱当たり）

| 容 量      | 価格<br>1箱（400枚入） | 取扱委託料<br>（8%＋消費税） | 町への納付額   |
|----------|-----------------|-------------------|----------|
| 450袋（大）  | 18,000 円        | 1,584 円           | 16,416 円 |
| 300袋（中）  | 12,000 円        | 1,056 円           | 10,944 円 |
| 200袋（小）  | 8,000 円         | 704 円             | 7,296 円  |
| 100袋（特小） | 4,000 円         | 352 円             | 3,648 円  |

## 6. 募集対象

小売業その他営利事業を行っている者

生産者等から買い入れた物品を個々の消費者に売ることを業とする者等

※例：スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等

## 7. 申込資格

次の（１）から（５）の全ての条件を満たすこと。

（１）東浦町内又は町に隣接する市町に店舗を有し、物品を販売していること。

（２）本町が実施する「家庭系可燃ごみ処理有料化」制度の趣旨を理解し、協力するものであること。

（３）**大・中・小・特小４種類のすべて**の指定ごみ袋を取扱うこと及び指定ごみ袋の適正な管理をすることができること。

（４）暴力団等と関係のないこと。

（５）町税等の滞納がないこと。

## 8. 提出書類

東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱に基づき、次の書類を揃えて、役場環境課に提出してください。

（１）東浦町指定ごみ袋取扱店指定申請書（様式第１） １部

（２）直近の法人住民税の納税証明書（未納のない証明）又は非課税証明書  
１部

※法人登録がない場合は店主個人の納税証明書等になります。

なお、東浦町に事業所がない場合は、本社所在地の市町村の納税証明書を提出してください。

・申請日の３か月以内に発行されたもの

・コピーは不可

（３）誓約書（様式第２） １部

## 9. 申請期限

取り扱いを始めようとする２か月前まで

## 10. 取扱店の決定と契約

取扱店として決定した場合は、指定通知書と契約書（２部）を送付します。契約書に必要事項を記入押印し、役場環境課に提出してください。また、契約を締結す

ることができないと判断したときは、その旨を書面にて通知します。

## 11. 申請内容の変更、指定の廃止

申請時の記載内容（店舗名等、業種、所在地、代表者名、電話、取扱責任者）に変更があったときは、東浦町指定ごみ袋取扱店変更届（様式第5）を環境課まで提出してください。

また、取扱店の解除をするときは、東浦町指定ごみ袋取扱店解除届（様式第6）を環境課まで提出してください。

申込先・問い合わせ先  
東浦町地域創造部環境課  
電話 0562-83-3111（内線 283）